

# 水源かん養税（仮称）に係る検討状況

平成15年6月10日  
税 務 課

## 1 平成14年6月県議会全員協議会で公表した検討案

<p>&lt;税の仕組み&gt;</p> <p>上水道使用者 (納税義務者)</p> <p>↓ 水道料金と併せて納税</p> <p>水道事業者 (特別徴収義務者)</p> <p>↓ 取りまとめて申告納入</p> <p>県</p> <p>※ この方式を「特別徴収」といいます。 ※ このように税を取りまとめて納める者を「特別徴収義務者」といいます。</p>	<p>&lt;税額の計算方法&gt;</p> <p>使用水量1㎡につき1円の税がかかります。 (平均世帯で年間約300円の税額となります。)</p> <p>&lt;徴収規模&gt;</p> <p>1年間に6,000万円程度を見込んでいます。</p> <p>&lt;徴収用途&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養保安林(部落有林、財産区有林、学校林に限る。)を整備する経費の助成</li> <li>・適正な管理が行われていない水源かん養保安林を、市町村が取得し管理する経費の助成など</li> </ul>
---	--

(参考) 主な水の使用形態と検討案の関係は次のとおりです。

大分類	小分類	概要	当初検討案の取扱い
産業用水	農業用水	施設の所在、使用実態の把握不可能	税の対象としない
	工業用水道	使用実態が明確	税の対象としない
	河川取水・地下水	施設の所在、使用実態の把握不可能	税の対象としない
生活用水	上水道	県民の約76%に給水 使用実態が明確	税の対象とする
	簡易水道	県民の約20%に給水 使用実態が一律でない。	税の対象としない (市町村が税の対象とできる)
	飲料水供給施設等	県民の約1.6%に給水 使用実態の把握困難	税の対象としない (市町村が税の対象とできる)
	井戸水・湧水	施設の所在、使用実態の把握不可能	税の対象としない (市町村が税の対象とできる)

## 2 検討案に対する意見集約の実施状況 (H15.5.20現在)

### (1) 県民アンケートの実施

- ・県民1000人アンケート …H14.9.27発送 (回答数413人)
- ・イベント会場でのアンケート
  - 「森林のめぐみ感謝祭」 …H14.9.29実施 (回答数114人)
  - 「とっとり大地と海のフェスタ」 …H14.11.2～3実施 (回答数316人)
  - 「森林・林業フォーラム」 …H15.1.19実施 (回答数53人)
- ・チラシアンケート (納税貯蓄組合総会等でチラシを配布し、アンケートを実施)

### (2) 意見交換会等の開催

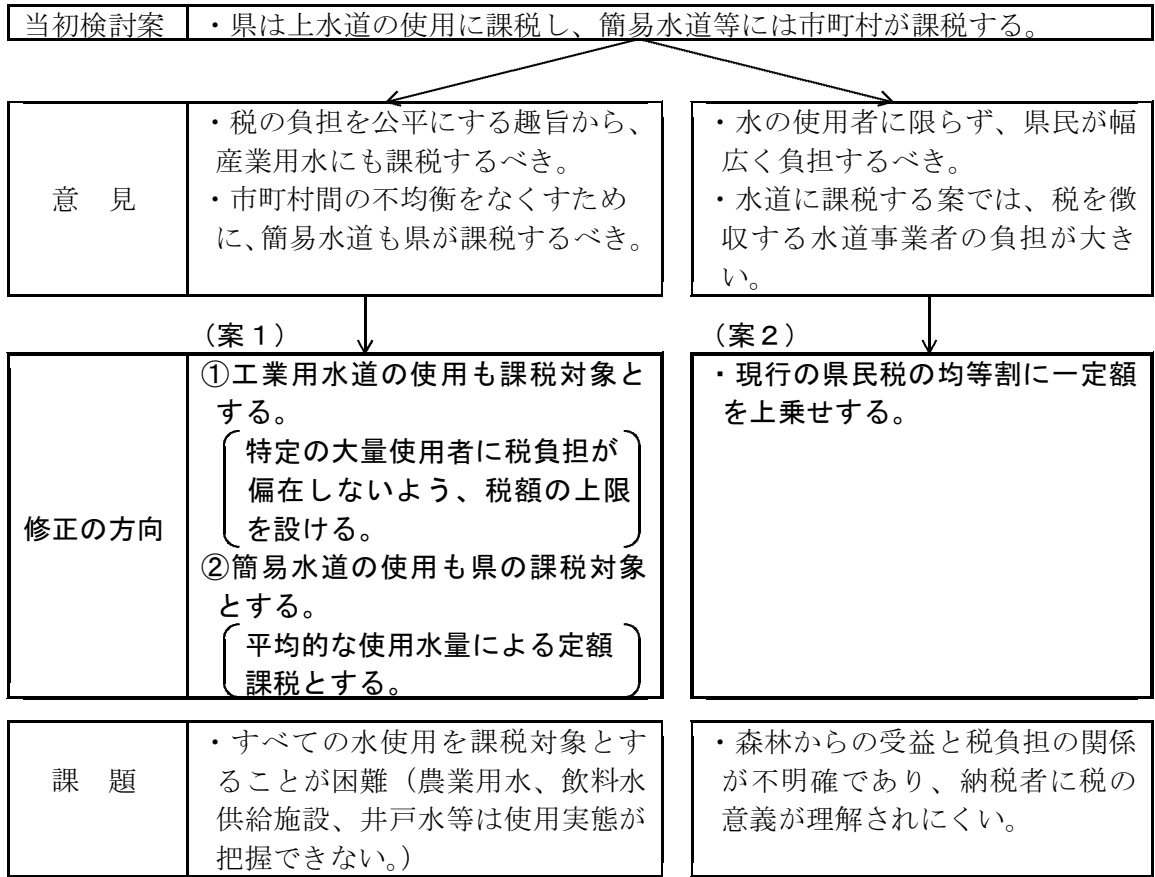
- ・県民との意見交換会…H14.7.27～8.3に県内5箇所 (鳥取、倉吉、米子、郡家、日野) で実施 (参加者165人)
- ・環境活動に取り組む団体等との意見交換会
  - …H15.4.12～21に県内3箇所 (鳥取、倉吉、米子) で実施 (参加者47人)
- ・市町村との意見交換会…H14.7.15～19に県内の39市町村を対象に実施
- ・出前説明…H15.3.19～5.20に12団体に対して実施 (参加者596人)

### (3) シンポジウムの開催

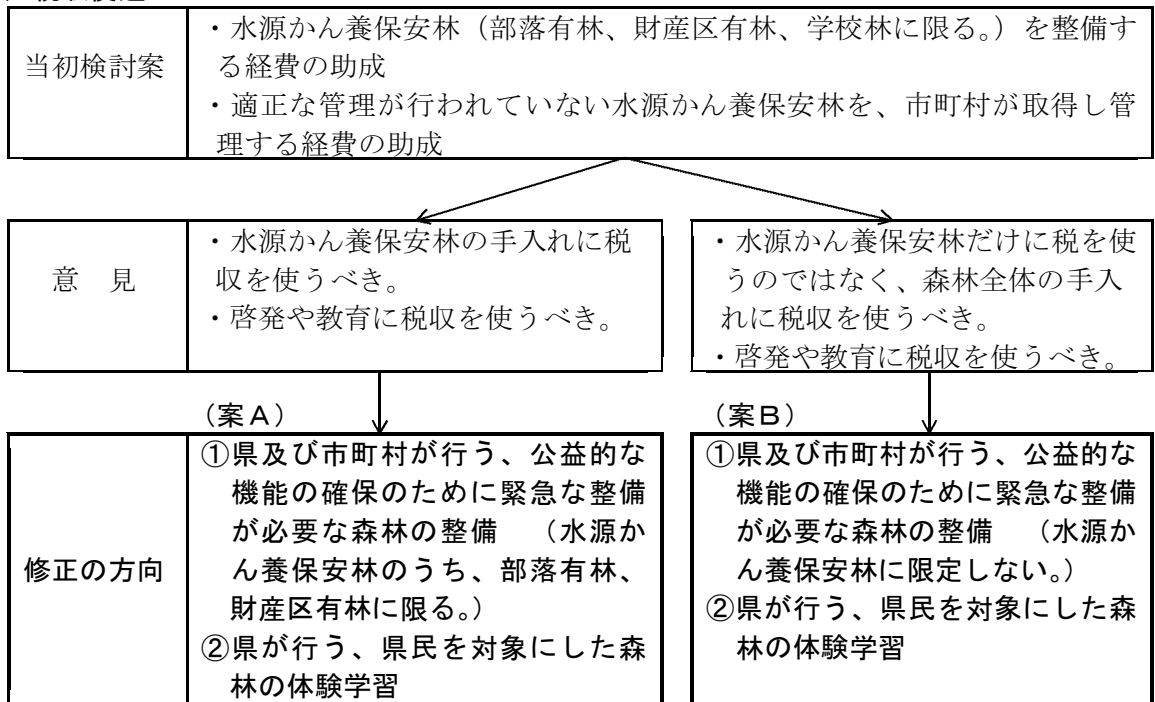
- ・森林の大切さを考えるシンポジウム
  - H15.2.11に鳥取県民文化会館で実施 (参加者180人)
- ・森林と水と税制を考えるシンポジウム
  - H15.5.18に米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」で実施 (参加者90人)

### 3 検討案に対する意見を踏まえた修正案の検討状況

#### (1) 課税対象



#### (2) 税収使途



<参考>中国地方知事会議での動き（H15.5.16、松江市）

広島県・藤田知事が、水源かん養税の導入検討について、5県で共同歩調をとることを提案された。